

四十五歳以上五十歳未満	七、五二八円	一、一、八七二円
五十歳以上五十五歳未満	七、二七二円	一、四、八四一円
五十五歳以上六十歳未満	六、五九九円	一、四、二五〇円
六十歳以上六十五歳未満	四、五六五円	一、〇、二〇七円
六十五歳以上七十歳未満	四、三五〇円	一、四、四八七円
七十歳以上	一、三、四〇七円	

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第十二条第一項第三号、第四十七条第一項第二号、第五十四条第一項第三号及び第五十九条第一項第二号の規定に基づき、厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年三月厚生省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

第六号中「同条一項」を「同条第二項」に、「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に、「稀薄」を「希薄」に、「第十四条第一項第二号」を「第四十七条第一項第一号」に改める。

○厚生省告示第四十一号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）の規定に基づき、厚生大臣が定める地域（平成十二年二月厚生省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年一月厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）の規定に基づき、厚生大臣が定める地域（平成十二年二月厚生省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第六号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改める。

〇厚生省告示第百四十一号

## 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法

七、五二八円	一一一、八七二円
六、五九九円	一一四、二五〇円
四、五六五円	一一〇、二〇七円
四、三五〇円	一四、四八七円
四、三五〇円	一三、四〇七円

業災害補償法第八十五条第二項の主務大臣の定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

農林水産大臣 玉沢徳一郎

○農林水産省告示第四百六十五号

(号) 第八十五条の二第一項の規定に基づき、昭和三十二年十二月二十五日農林省告示第千六十六号

ら施行する。

「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改  
め、「第一号」「看護共済」を削る。

○農林水產省告示第四百六十六號

昭和五十二年五月二十四日農林省告示第五百二十一号（農業災害補償法施行規則の規定に基づき農

林大臣の定める金額を定める等の件)」の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行す

平成十二年三月三十日

「書類未注」を削除し、「樹無事戻区分をいう。以下同じ」に改め、「(ア)との  
樹無事戻区分をいう。以下同じ」に改め、「(ア)との

作物無事戻区分をいう。以下同じ。」ことの「」を加え、第一号中「合計して得た金額」の下に「畑

事業廃止市町村がその行う共済事業の全部を廃止  
、二三きこらむ二名該細三物無事更に分ニ屬する

畑作物区分ごとの規則第二十三条第四項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を当該

える。

（昭和二十一年農林省  
農業灾害補償法施行規則  
令第九十五号）第二十五条第一項及び第二項の規

示に基づき昭和五十二年三月二十八日農林省告示第三百五十五号（農業災害補償法施行規則第二十五条第一項及び第二項の農林大臣の定める算式を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

「蚕糞共済」を削り、「第十九条の三第七号」を「第十九条の三第六号」に改め、「果樹無事戻区分は煙作物無事戻区分（同項の煙作物無事戻区分をいう。以下同じ。）」の下に「煙作物共済をいう。以下同じ。」を、「果樹無事戻区分分別の分をいう。以下同じ。」を、「果樹無事戻区分分別の果樹共済」の下に「煙作物無事戻区分別の」を加え、「果樹共済にあつては、」を「果樹共済にあつては」に改め、「規則第二十二条第三項の果樹剩余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額」の下に「煙作物共済にあつては、当該煙作物無事戻区分に属する煙作物区分との規則第二十二条第四項の煙作物剩余金配分額を、当該煙作物無事戻区分につき合計して得た金額」の下に「煙作物共済」を改め、「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に改め、「規則第二十二条第六項において準用する同條第三項の果樹剩余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額」の下に「煙作物共済にあつては、当該煙作物無事戻区分に属する煙作物共済に属する場合を含む。」の規定に基づき、任意共済損害認定準則を次のように定め、平成十二年四月一日から施行し、昭和三十二年十二月二十九日農林省告示第六十六号（建物を共済目的とする任意共済により支払うべき共済金又は保険金に係る損害の額の認定に関する準則）は、同日付けて廃止する。

○農林水産省告示第四百六十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十八条の二（同法第八百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任意共済損害認定準則を次のように定め、平成十二年四月一日から施行し、昭和三十二年十二月二十九日農林省告示第六十六号（建物を共済目的とする任意共済により支払うべき共済金又は保険金に係る損害の額の認定に関する準則）は、同日付けて廃止する。